

非指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧		新																				
<p>料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(3) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(3)-2 優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能に係る料金の適用</td> <td>優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能に係る料金については、各協定事業者の適用事業年度の各月における見込み需要（協定事業者と個別に協議の上決定する送受信データ量をいいます。）を乗じて算定した額を、各協定事業者に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	内 容	(1)～(3) (略)	(略)	(3)-2 優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能に係る料金の適用	優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能に係る料金については、各協定事業者の適用事業年度の各月における見込み需要（協定事業者と個別に協議の上決定する送受信データ量をいいます。）を乗じて算定した額を、各協定事業者に適用します。	<p>料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(3) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(3)-2 優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能に係る料金の適用</td> <td>ア 優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能に係る料金については、各協定事業者の適用事業年度の各月における見込み需要（協定事業者と個別に協議の上決定する送受信データ量をいいます。）を乗じて算定した額を、各協定事業者に適用します。 イ 2（料金額）2-3の2第2欄に規定する料金については、1（適用）第3欄イ欄を準用します。</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	内 容	(1)～(3) (略)	(略)	(3)-2 優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能に係る料金の適用	ア 優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能に係る料金については、各協定事業者の適用事業年度の各月における見込み需要（協定事業者と個別に協議の上決定する送受信データ量をいいます。）を乗じて算定した額を、各協定事業者に適用します。 イ 2（料金額）2-3の2第2欄に規定する料金については、1（適用）第3欄イ欄を準用します。							
区 分	内 容																					
(1)～(3) (略)	(略)																					
(3)-2 優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能に係る料金の適用	優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能に係る料金については、各協定事業者の適用事業年度の各月における見込み需要（協定事業者と個別に協議の上決定する送受信データ量をいいます。）を乗じて算定した額を、各協定事業者に適用します。																					
区 分	内 容																					
(1)～(3) (略)	(略)																					
(3)-2 優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能に係る料金の適用	ア 優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能に係る料金については、各協定事業者の適用事業年度の各月における見込み需要（協定事業者と個別に協議の上決定する送受信データ量をいいます。）を乗じて算定した額を、各協定事業者に適用します。 イ 2（料金額）2-3の2第2欄に規定する料金については、1（適用）第3欄イ欄を準用します。																					
<p>2 料金額 2-1～2-3 (略) 2-3の2 優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>料 金 額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能</td> <td>1Mbit までご とに月 額</td> <td>0.000234 19円</td> <td>IPoE接 続を利用し ている協定 事業者に適 用します。</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	単 位	料 金 額	備 考	優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能	1Mbit までご とに月 額	0.000234 19円	IPoE接 続を利用し ている協定 事業者に適 用します。	<p>2 料金額 2-1～2-3 (略) 2-3の2 優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>料 金 額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能</td> <td rowspan="2">1Mbit までご とに月 額</td> <td>(1) 東京都内の設置場所において接続する場合（接続対象地域は東日本全域とします。）</td> <td>0.000186 95円</td> <td rowspan="2">IPoE接 続を利用し ている協定 事業者に適 用します。</td> </tr> <tr> <td>(2) (1)以外の場合</td> <td>0.000168 26円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	単 位	料 金 額	備 考	優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能	1Mbit までご とに月 額	(1) 東京都内の設置場所において接続する場合（接続対象地域は東日本全域とします。）	0.000186 95円	IPoE接 続を利用し ている協定 事業者に適 用します。	(2) (1)以外の場合	0.000168 26円
区 分	単 位	料 金 額	備 考																			
優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能	1Mbit までご とに月 額	0.000234 19円	IPoE接 続を利用し ている協定 事業者に適 用します。																			
区 分	単 位	料 金 額	備 考																			
優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能	1Mbit までご とに月 額	(1) 東京都内の設置場所において接続する場合（接続対象地域は東日本全域とします。）	0.000186 95円	IPoE接 続を利用し ている協定 事業者に適 用します。																		
		(2) (1)以外の場合	0.000168 26円																			
<p>附 則（令和2年2月5日東相制第19-00104号） この改正規定は、令和2年2月5日から実施し、平成31年4月1日に遡及して適用します。</p>																						